

○浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱

平成28年 7月29日

告示第101号

改正 平成30年11月30日告示第147号

令和2年6月12日告示第111号

令和3年3月31日告示第71号

令和3年7月5日告示第129号

(趣旨)

**第1条** 市長は、私立保育所等の運営事業者が保育士又は看護師の確保及びその離職の防止を図るため、運営事業者が行う宿舍の借上げに要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において「私立保育所等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所
  - (2) 本市内において、法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所
  - (3) 本市内において、法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
  - (4) 本市内において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (令3告示71・一部改正)

(補助対象)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、私立保育所等の運営事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育士又は看護師を居住させるために借り上げている宿舍（以下「補助

対象施設」という。)を有すること。

(2) 雇用した保育士又は看護師を補助対象施設に居住させていること。

2 前項第1号の保育士又は看護師は、運営事業者に雇用された日から起算して9年以内の者(平成24年度以前から運営事業者が借り上げている宿舎に入居している者は除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 1日6時間以上かつ月20日以上の勤務をしている者

(2) 住宅手当若しくはこれに類するもの(以下「住宅手当等」という。)を支給されていない者又は住宅手当等を支給されている同居人がいない者

3 補助対象施設は、次に掲げる要件に該当する施設とする。

(1) 所在地は、市長が別に指定する範囲内であること。

(2) 運営事業者又は運営事業者の役員の親族その他の利害関係のある者が所有する施設でないこと。

(平30告示147・令3告示129・一部改正)

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象施設の借上げに要する賃借料、共益費又は管理費、礼金及び更新料(以下「賃借料等」という。)とし、1戸当たり月額80,000円を限度とする。

2 賃貸借契約締結時に支払った礼金及び更新料は、補助対象となった月から当該年度末までの月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

3 補助対象経費のうち保育士又は看護師を居住させている日数が1月に満たない場合の賃借料及び共益費又は管理費の額は、日割計算によるものとし、日割計算により得た額と運営事業者が支払った賃借料及び共益費又は管理費の額のうちいずれか少ない額とする。

4 運営事業者が保育士又は看護師から賃借料等を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(平30告示147・令2告示111・一部改正)

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費に8分の7を乗じた額(その額に1,000

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(交付の申請)

**第6条** 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市私立保育所等保育士等  
宿舎借上げ支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添  
えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 保育士又は看護師の雇用を証する書類の写し
- (5) 保育士又は看護師の資格を証する書類の写し
- (6) 運営事業者と保育士又は看護師が締結した宿舎に係る契約書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

**第7条** 規則第5条の規定により付する条件は、浦安市私立保育所等保育士等  
宿舎借上げ支援事業を実施するに当たり、保育士及び看護師の給与水準を低  
下させてはならないこととする。ただし、業績が変動する場合は、この限り  
でない。

(交付の決定の通知)

**第8条** 規則第6条の規定による通知は、浦安市私立保育所等保育士等宿舎借  
上げ支援事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものと  
する。

(実績報告)

**第9条** 規則第12条の規定による報告は、浦安市私立保育所等保育士等宿舎借  
上げ支援事業費補助金実績報告書(別記第3号様式)に次の書類を添えて、  
行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 給与明細書又は賃金台帳の写し
- (4) 宿舎の借上げに係る経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

**第10条** 規則第14条の規定による通知は、浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金額確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(請求)

**第11条** 規則第15条の規定による請求は、浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付請求書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

**第12条** 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金概算払交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金概算払精算書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(令2告示111・旧附則・一部改正)

(令和2年度における補助対象経費の特例)

2 令和元年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師であって、令和2年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舍に居住している場合の補助対象経費は、1戸当たり月額82,000円を限度とする。

(令2告示111・追加)

## 附 則 (平成30年11月30日告示第147号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等保育士等宿

舎借上げ支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**（令和2年6月12日告示第111号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**（令和3年3月31日告示第71号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年7月5日告示第129号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（令和3年度における補助対象の特例）

- 2 令和2年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師であって、令和3年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舎に居住している場合については、第3条第2項中「9年」とあるのは、「10年」とする。

別記

第1号様式（第6条）

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 保育士又は看護師の雇用を証する書類の写し
- (5) 保育士又は看護師の資格を証する書類の写し
- (6) 運営事業者と保育士又は看護師が締結した宿舍に係る契約書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第9条）

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

浦安市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった  
年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告  
します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 給与明細書又は賃金台帳の写し
- (4) 宿舍の借上げに係る経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類



第4号様式（第10条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした  
年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、  
通知します。

交付確定額 円

第5号様式（第11条）

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

所在地

名称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった  
年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金を、浦安  
市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第6号様式（第12条第1項）

浦安市私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

所在地

名称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第7号様式（第12条第2項）

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日

浦安市長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金について、  
浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱第12条第  
2項の規定により、次のとおり精算します。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 概算払交付額 | 円 |
| 2 交付確定額  | 円 |
| 3 精算額    | 円 |